

令和7年度 沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策実施計画

1. 目的

この実施計画は、沖縄県内の構成市町村（以下「市町村」という。）において、統一的で整合性のとれた効果的かつ効率的な後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の収納対策を推進することにより、沖縄県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が運営する後期高齢者医療財政の一層の健全化及び安定化を図り、被保険者の公平・公正な負担に基づく保険料の確保及び将来における保険料率の上昇の抑制に寄与することを目的とし、関係法令に基づき保険料収納対策に係る具体的な実施計画を策定するものとする。

2. 目標

沖縄県の保険料収納率は令和5年度99.32%、令和6年度99.16%で0.16ポイント下回っており、令和5年度の全国平均（99.51%）と比較すると0.35ポイント下回る結果となった。

収納率が低下した主な要因としては、令和6・7年度の保険料率の改定に伴う賦課額の上昇により、特別徴収から普通徴収へ徴収方法変更となった被保険者が自主納付に気づかず、納付が遅れたこと等が挙げられる。

令和7年度の保険料収納率について、前年度の保険料収納率が県平均収納率99.16%に達していない市町村については、当該市町村における令和6年度収納率を上回ることを目標とする。また、前年度の保険料収納率が、県平均収納率に達している市町村についても、前年度の実績を上回るよう、引き続き保険料収納率の向上に努めるものとする。

3. 基本方針

(1) 未納防止

広域連合及び市町村は、後期高齢者医療制度及び保険料納付に係る広報活動を行うとともに、普通徴収対象者に対する口座振替の推進及びコンビニ・公民館収納等、納付の利便性の拡充を図り、納期限内の納付を推進するものとする。

(2) 収納対策の早期着手

市町村は、保険料の滞納が発生した場合には滞納額が累積する前に、催告及び納付相談等、その状況に応じた適切な対応を行い、未納の防止に努める。

(3) 市町村間の調整

広域連合は、県内において整合性のとれた効果的・効率的な取組を進める必要があることから、必要に応じて市町村収納担当職員を対象とした研修会又は意見交換会等を開催する。

(4) 保険料の収納率向上に向けた協議

広域連合は、市町村別の保険料収納率に関する事態の推移及び目標保険料収納率との乖離是正の必要性があるとき、県及び市町村との三者間で収納率向上・収納対策に関する協議を適宜行い、保険料の滞納解消を図るものとする。

(5) 県の助言

県は、広域連合や市町村に対し、収納対策について必要な助言及び適切な援助を行う。

4. 収納対策に係る具体的な取組

(1) 特別徴収対象者の捕捉

市町村は、必要に応じて、市町村介護保険担当部局との調整を図り、可能な限り特別徴収対象者の捕捉に努める。

(2) 納付方法変更者の把握

新規加入者や特別徴収から普通徴収へ納付方法を変更した対象者を把握し、変更になった旨の説明等を丁寧に行い滞納につながらないようにする。特に前年度から保険料が増加した被保険者を注視する。

(3) 文書による督促・催告

市町村は、普通徴収の納期に滞納がある被保険者に対し、法令（条例）に基づき督促状の発送を行う。それでも納付がない場合は適宜催告書を発送し、早期納付を促す。

(4) 積極的な口座振替の勧奨及び推進

市町村は、普通徴収対象者に対し、納め忘れや金融機関での窓口納付の煩わしさを解消するため、積極的に口座振替の勧奨を行う。

① 口座振替の利点を説明した文書及び口座振替依頼書等を納付書に同封し、口座振替の勧奨及び推進を図る。また、ペイジー口座振替の導入などの環境整備を促進し、保険料滞納の発生を未然に防止するとともに、定められた納期限までの保険料納付を確実にする。

② 国民健康保険の口座振替を利用していた新規資格取得者に対して、後期高齢者医療制度加入後は改めて口座振替の手続が必要であることについて、丁寧に周知を行う。

(5) 納付機会の拡充による利便性の向上

市町村は、コンビニ・公民館収納など、市町村の実情に即した方法で納付機会を拡充し、利便性の向上を図る。

(6) 電話による催告

市町村は、保険料滞納被保険者に対し、督促及び文書による催告後に納付がない場

合や、納付計画を履行しない場合は電話による催告を行う。また、納付の滞りがちな被保険者については、現年度分の保険料について口座振替を促す。

(7) 臨戸訪問

市町村は、文書や電話による催告に対し反応がない場合においては、納付の促進及び制度の周知を図ると共に、国保担当部署または他課と連携し臨戸訪問を行う。

その際には、口座振替への勧奨も併せて行う。なお、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染状況を考慮し、訪問が困難な際は適宜文書や電話による催告等への代替手段を講ずるものとする。

(8) 積極的な納付相談と納付誓約

市町村は滞納者の実態調査を踏まえ、積極的に納付相談を実施した上、保険料の分割納付、減免・徴収猶予等の活用を含め、被保険者の置かれた状況に応じた納付計画の作成に努める。

(9) 他の庁内徴収部門との情報共有

市町村は、庁内における税務関係の関連部門をはじめ、特に国民健康保険税（料）担当部署との情報を共有の上、包括的な収納対策及び滞納処分に取り組む。

(10) 保険料収納対策強化期間の設定

市町村は年に一回以上、保険料収納対策強化期間を設け保険料の収納対策に集中的に取り組む。

(11) 住民税申告状況及び生活状況等の把握

市町村は、住民税申告状況等の把握に努める。

- ① 住民税申告状況の確認を行い、未申告者への申告勧奨を行う。また、居所不明者実態調査の強化を行い、資格・賦課の適正化に取り組む。
- ② 生活困窮などの納付困難な方に対し生活保護制度の周知や多重債務問題等相談窓口への案内を行う。

(12) 滞納処分の実施

市町村は、以上に掲げるような、保険料収納対策を適切に実施した上で、災害その他の特別な事情がなく、また、滞納保険料を納付できる十分な収入、資産等があるにもかかわらず、納付または納付相談に応じない悪質な保険料滞納者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律第 113 条の規定に基づく滞納処分を実施する。

(13) 広報

広域連合及び市町村は、被保険者に制度の理解をより一層深めさせ、かつ保険料の自主納付に係る自覚の定着化を図るため、市町村広報誌をはじめ各種広報媒体を活用し積極的に広報を通じた周知に努める。

市町村広報誌に、納付の促進や口座振替の勧奨の掲載を行い、チラシやポスター等を作成し、公共施設や医療機関等への掲示を依頼する。また、地域広報無線や防災無線、FMラジオ等での放送を活用する。

(14) その他

広域連合は、市町村別の収納率を各市町村へ公表し、収納率の意識向上を促すとともに、収納率向上に向けての情報交換等を行う。

5. 収納対策に関する協議及び助言・指導

収納対策の早期着手のため、市町村は広域連合に、現年度分及び過年度分の収納率を毎月報告する。

広域連合は、県と協力して、市町村別の保険料収納率を把握した上で当該結果及び、その結果分析に基づいて保険料目標収納率を下回る市町村に対しては収納率向上・収納対策に関する協議を適宜行うとともに、問題解決につながる助言・支援を行う。

6. その他

本計画を改定する必要があると認めた場合は随時改定を行うことができるものとする。